

様式第二号の九（第八条の四の六関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6年 6月 27日

愛知県知事殿

届出者

住所 愛知県名古屋市名東区上社1-408

氏名 三井ホーム株式会社 中部支社

中部建設事業部 部長

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 052-747-3431

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2023（令和5）年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	三井ホーム株式会社 中部支社 中部建設事業部
事業場の所在地	愛知県名古屋市名東区上社1-408
事業の種類	06:総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	2023（令和5）年 4月 1日 ～ 2024（令和6）年 3月 31日

産業廃棄物処理計画における目標値

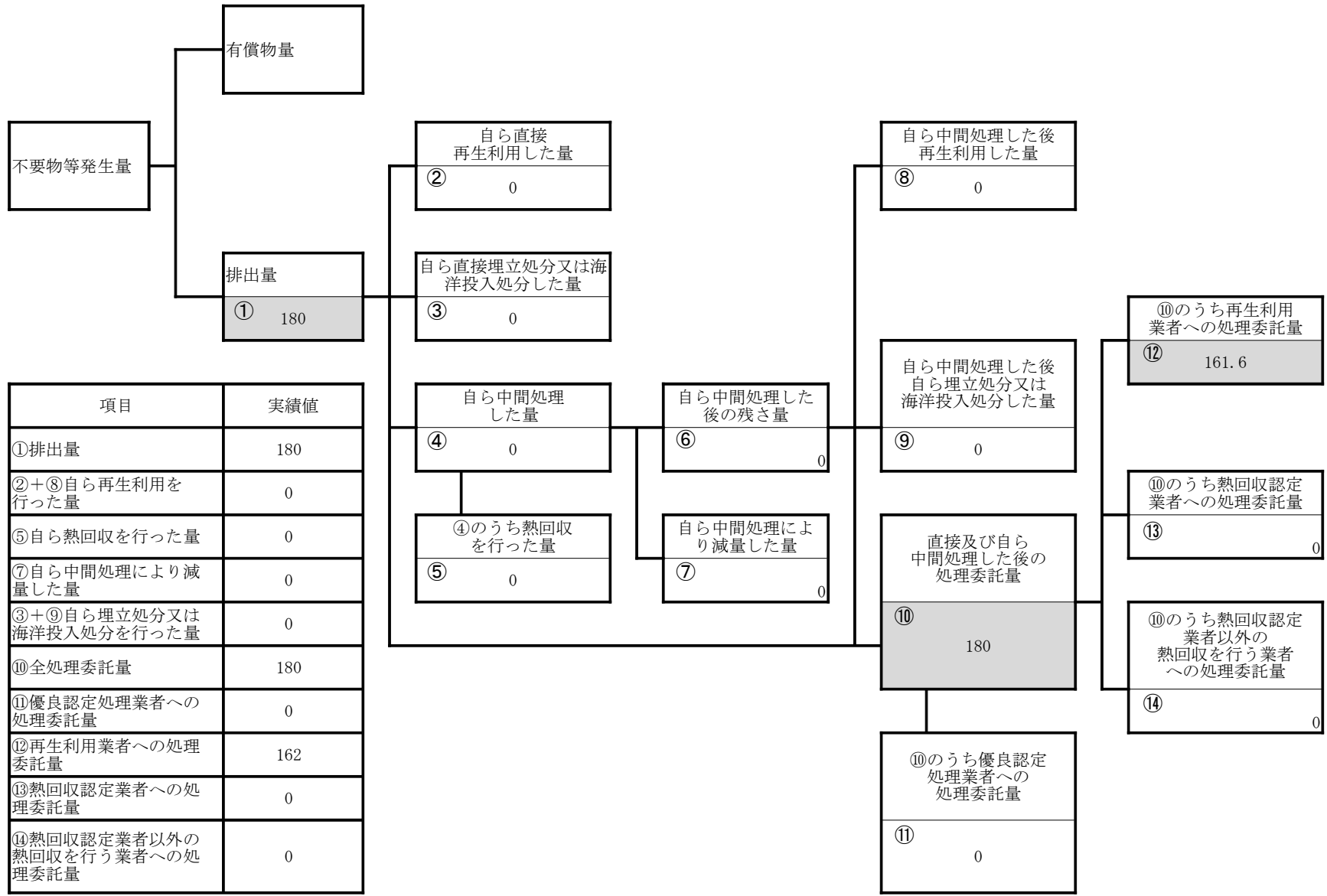
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,115 t	全処理委託量	2,115 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	1,815 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

※事務処理欄

（日本工業規格 A列4番）

計画の実施状況

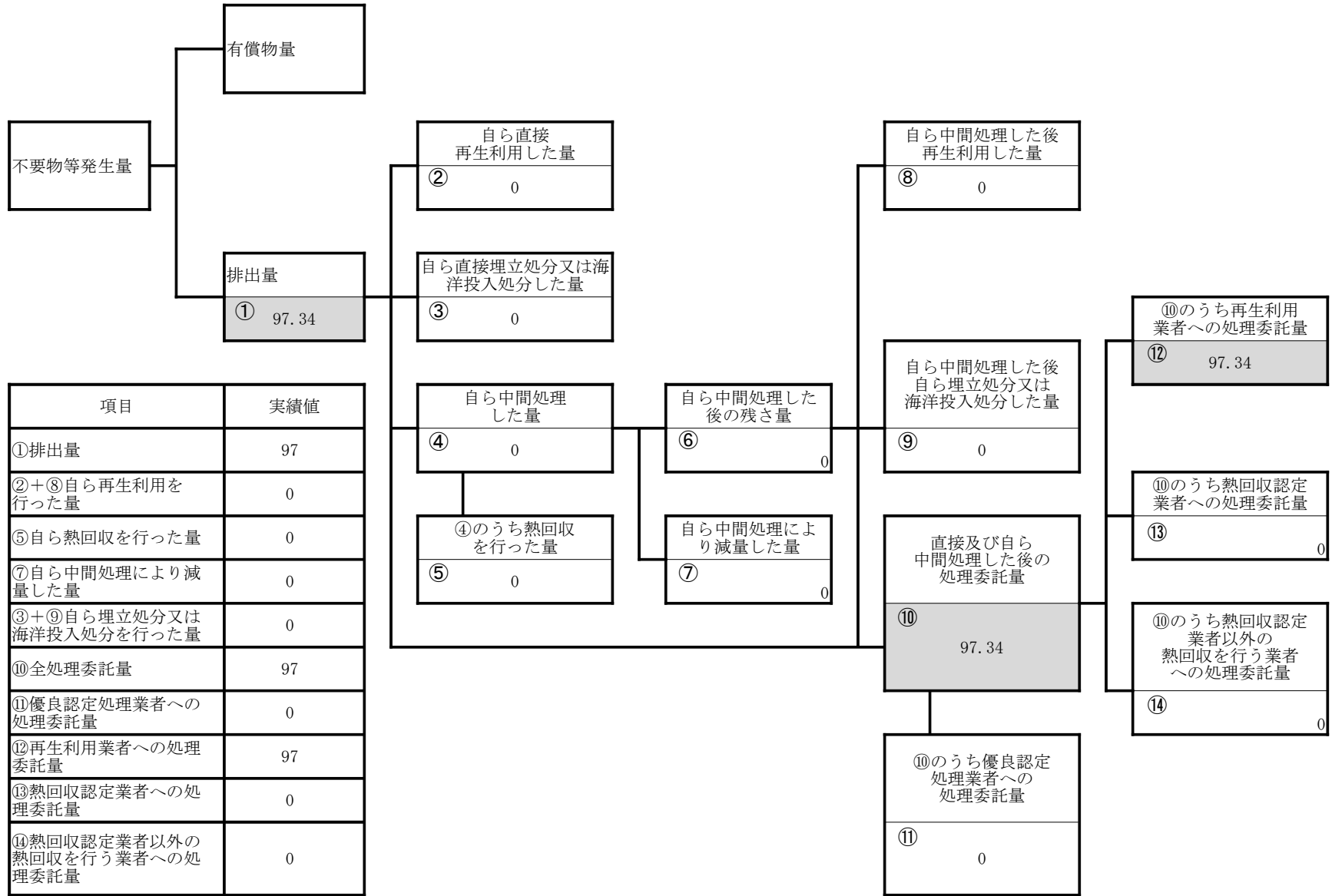
(産業廃棄物の種類：廃プラスチック)



項目	実績値
①排出量	180
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	180
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	162
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

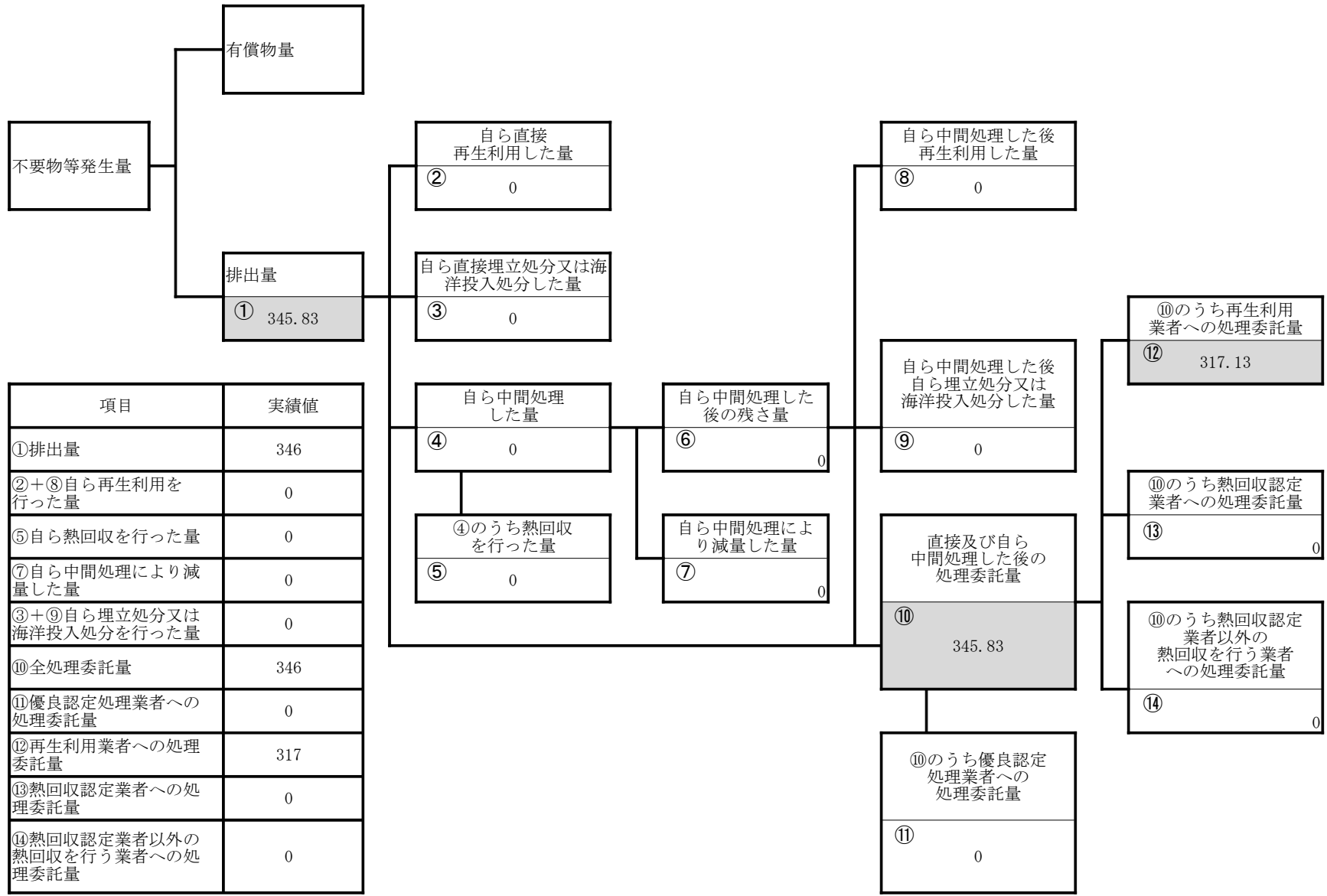
(産業廃棄物の種類：紙くず)



項目	実績値
①排出量	97
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	97
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	97
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

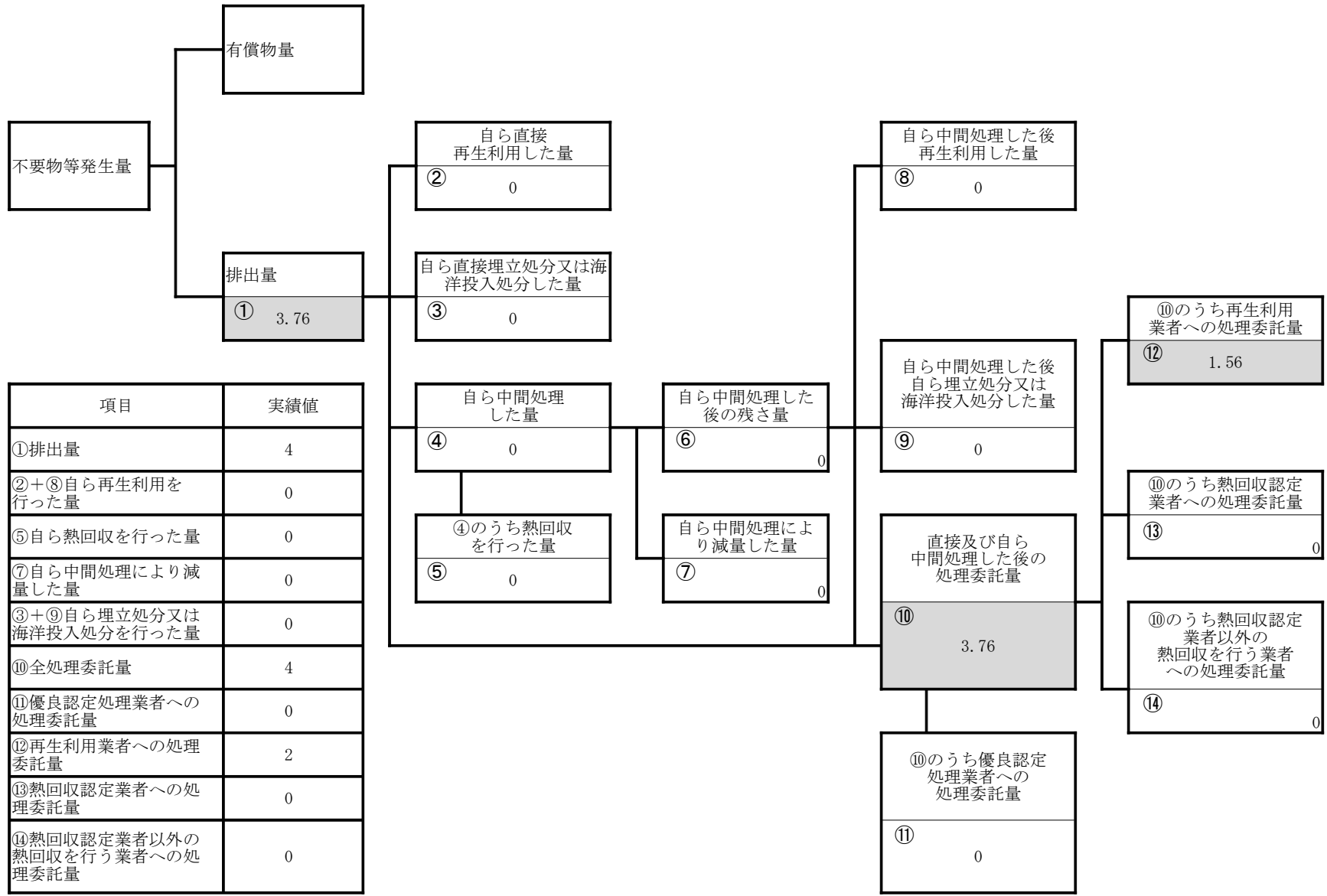
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：木くず)



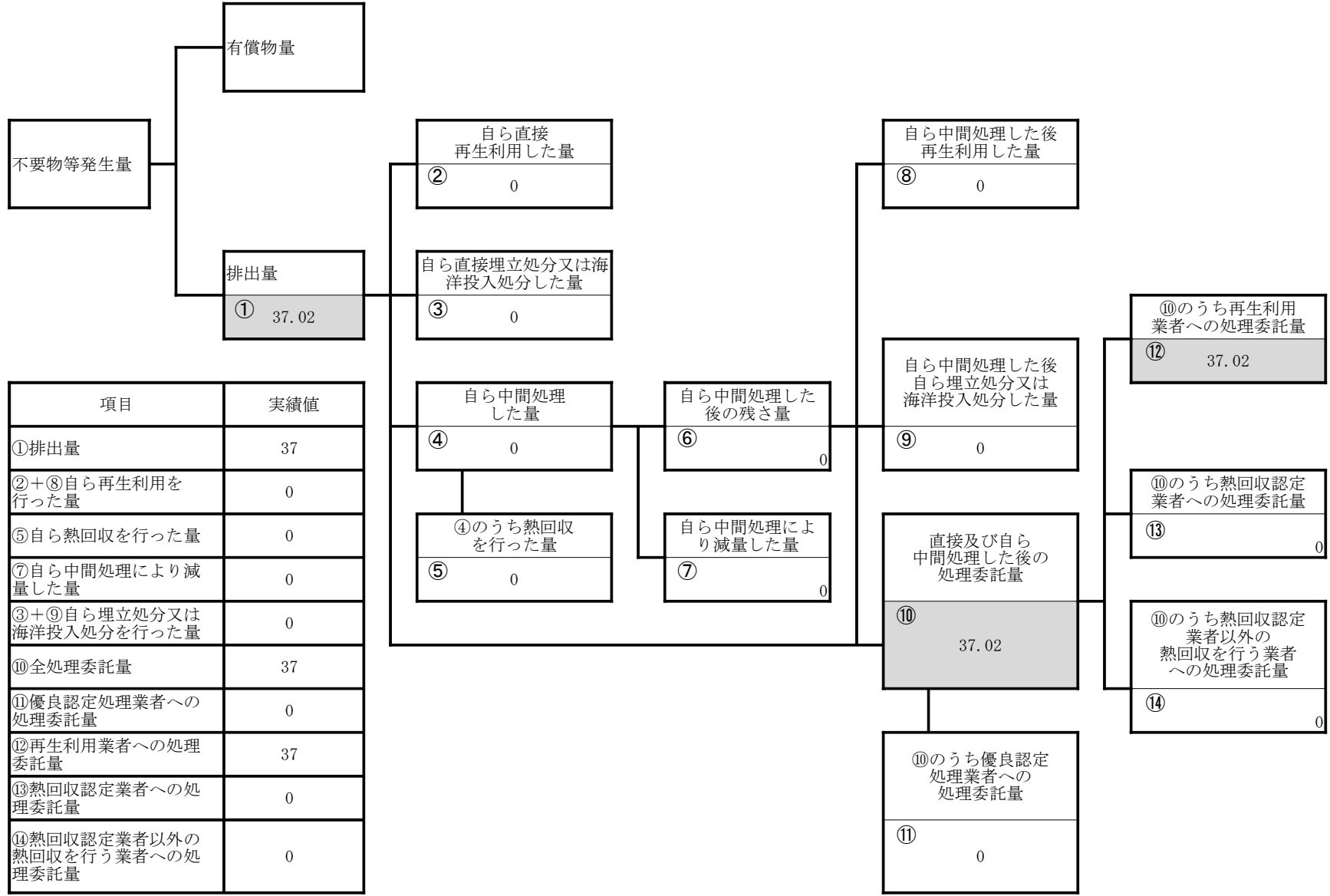
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：繊維くず)



計画の実施状況

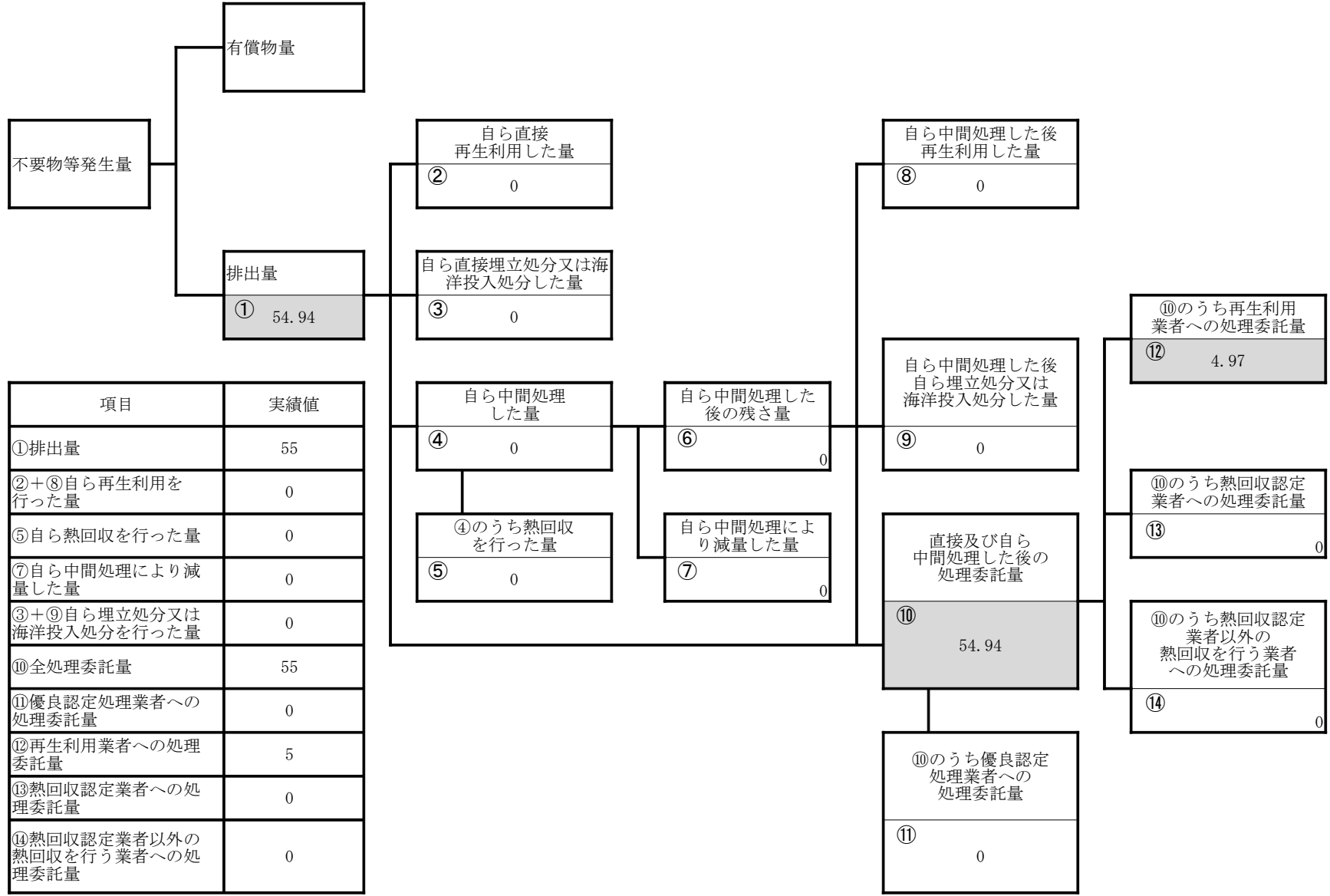
(産業廃棄物の種類：金属くず)



項目	実績値
①排出量	37
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	37
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	37
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

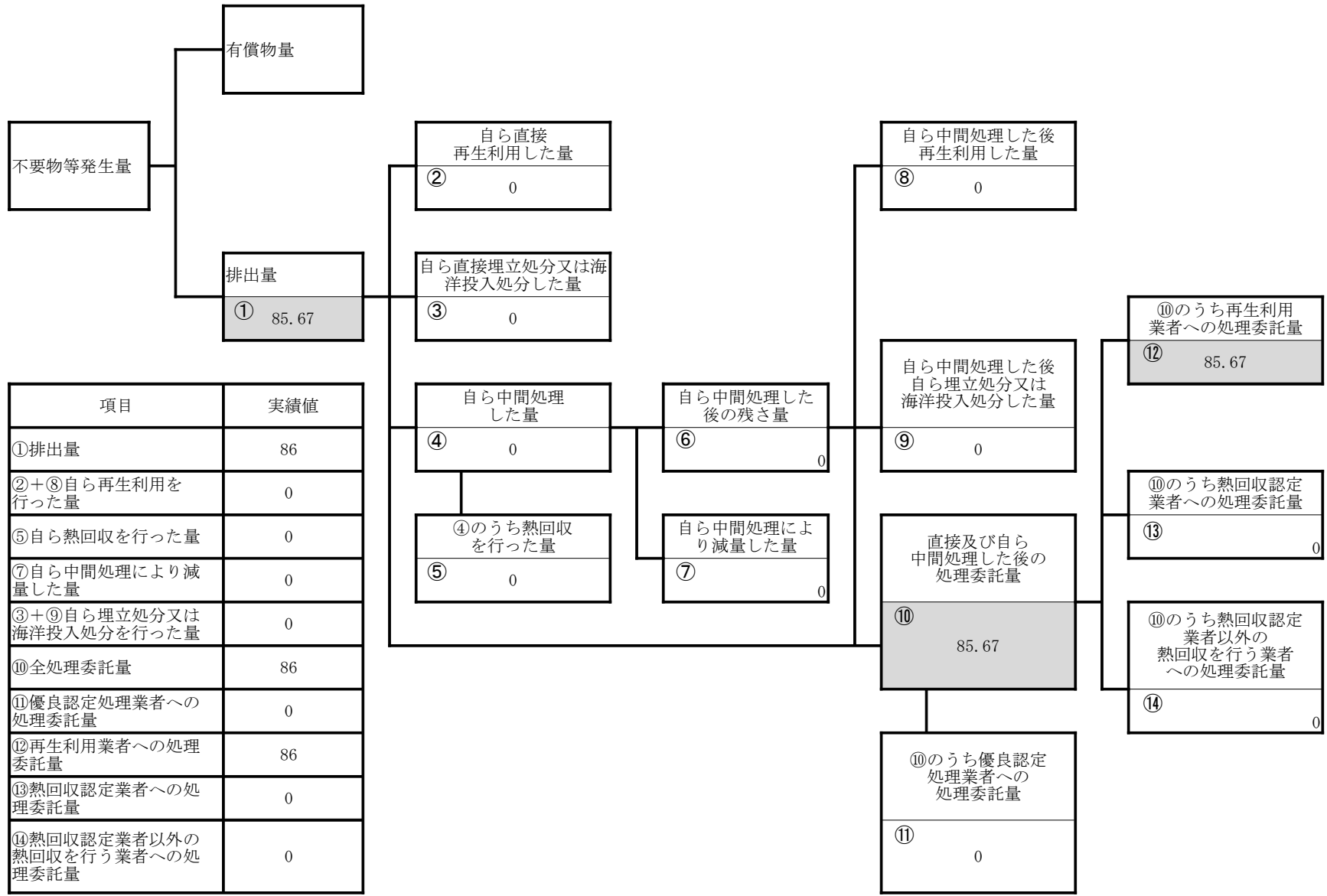
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：ガラスくず類)



計画の実施状況

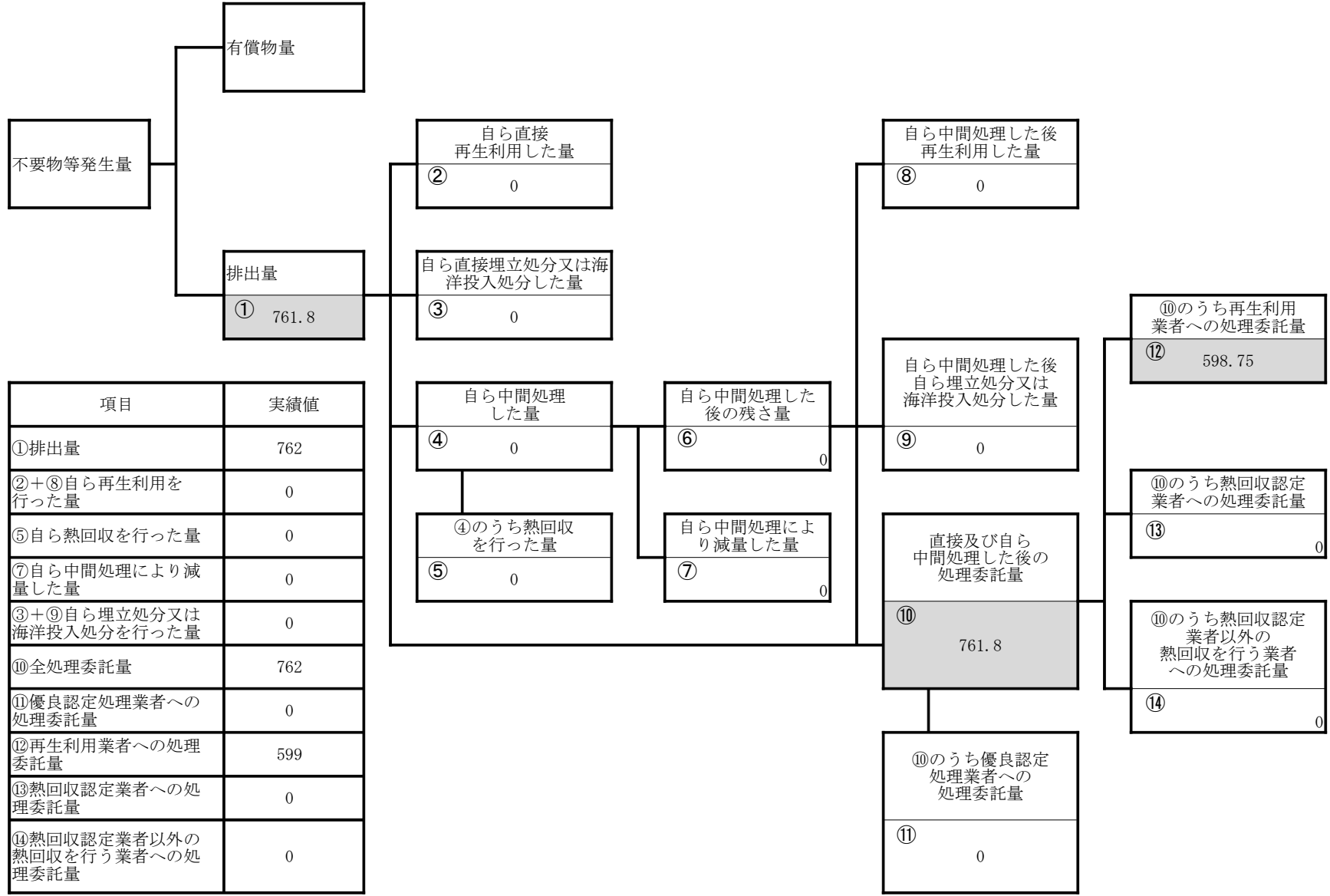
(産業廃棄物の種類：廃石膏ボード)



項目	実績値
①排出量	86
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	86
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用者への処理委託量	86
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

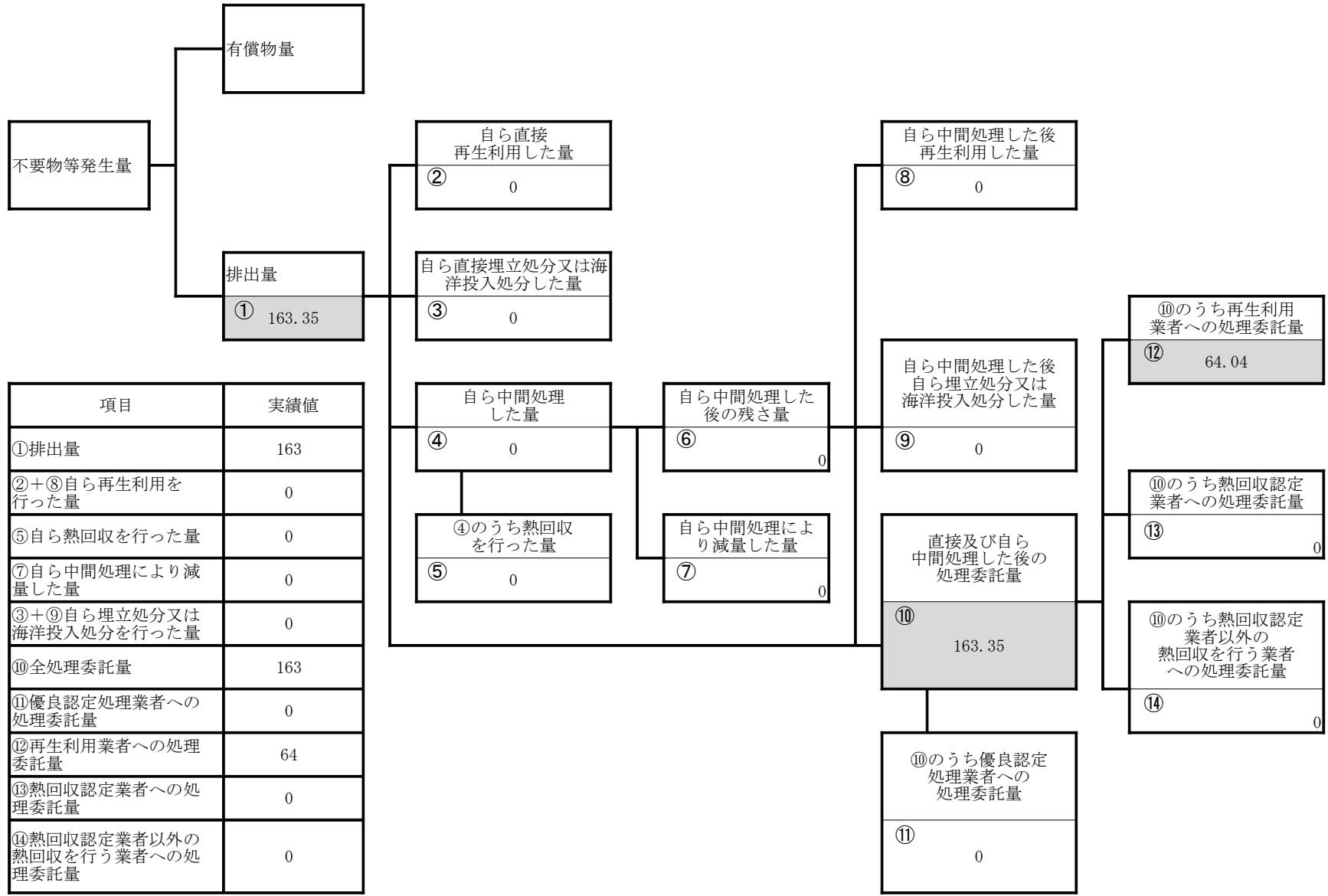
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：がれき類)



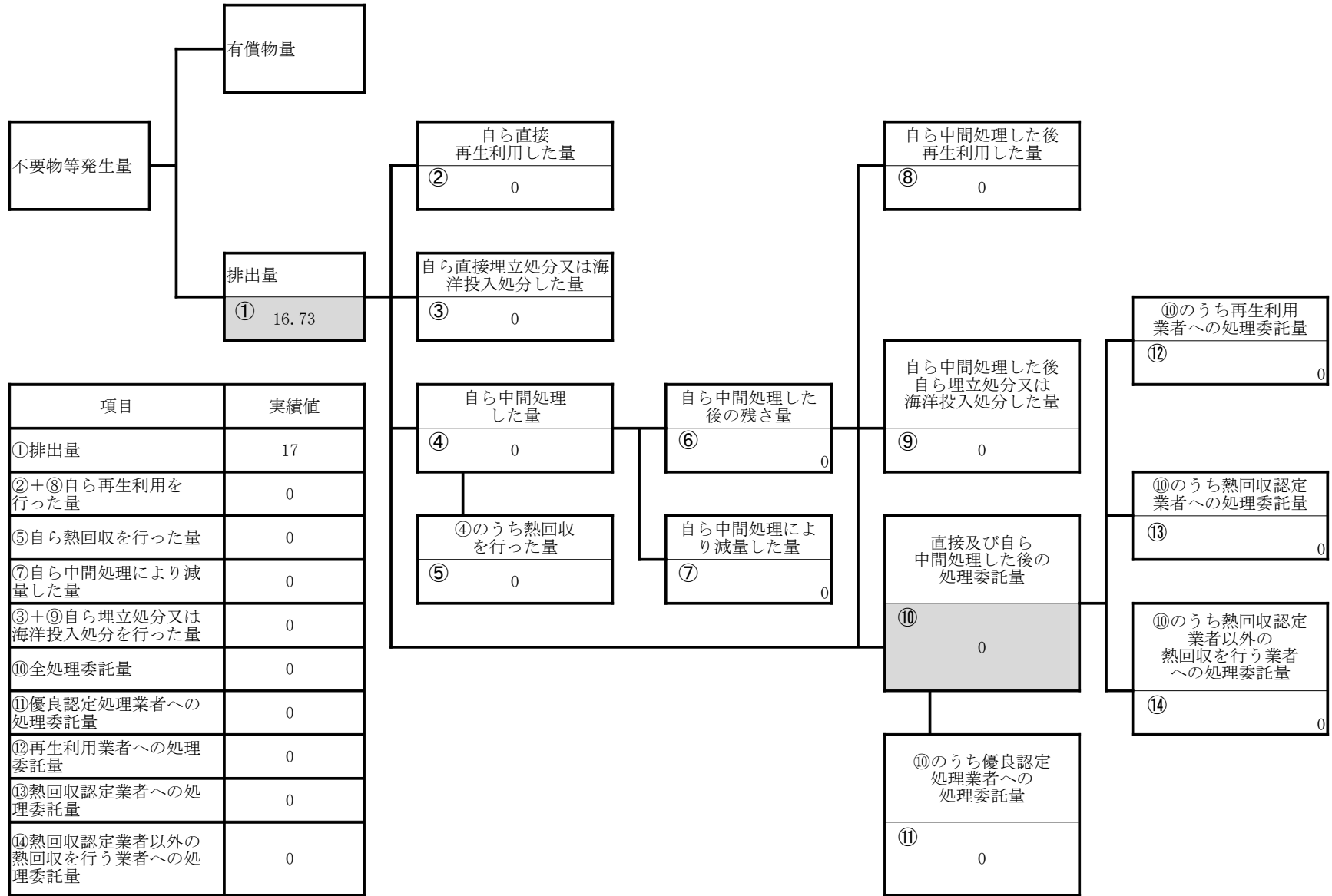
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：建設混合廃棄物)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：石綿含有廃棄物)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載し入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添